

倉吉記者クラブ 御中

発信元	琴浦町
担当課	総務課
担当者	石賀 勝
連絡先	0 8 5 8 - 5 2 - 2 1 1 1
令和 8 年 9 月 2 5 日 (金)	

住民情報データの格納誤りによる個人情報漏洩について

このたび、琴浦町の住民情報システムの構築及び運用管理業務を委託している事業者（以下「委託事業者」という。）において、住民情報データを含むファイルを別の自治体（以下「A自治体」という。）の専用領域に誤って格納し、A自治体の一部の職員が一時、閲覧が可能な状態であったことが判明しました。

町民の皆様にご心配とご迷惑をおかけすることになりましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

本件の概要及び今後の対応等について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 事案の概要

- 令和8年9月7日（月）、委託事業者の担当者が、本町の住民情報を含むデータファイルを、誤ってA自治体のデータ格納専用領域に格納した。
- その後、A自治体担当者がデータ格納専用領域にあるファイルを確認及び閲覧したところ、本町のものであることに気づき、直ちに委託事業者に連絡したことで、本件事案が発覚した。
- 委託事業者は、即時にファイルを削除したほか、複製や印刷がないこと等、二次被害を防ぐための対応を行った。

※委託事業者は、本町及びA自治体の住民情報システムの構築及び運用管理業務を請負っている。

2. 漏洩した個人情報

下表に記載する計 828 人分の個人情報。

- 媒体：表計算ソフトウェア形式のファイル
- 用途：新システム移行時のエラーチェック用ファイル
- 記載されていた情報の内訳

業務名	人数	氏名	生年月日	性別	住所	その他
宛名管理	3 9 人	○			○	
住民記録	2 4 人	○				
学齢簿	1 1 3 人	○	○			
療育手帳	8 人	○ (保護者名)				身障・療育の手帳種別
児童扶養手当	2 4 人	○				
固定資産税	6 2 0 人	○				
合計	8 2 8 人					

3. 情報へのアクセスの状況

- ・ 当該ファイルが誤って格納されてから、同日にファイルを閲覧したのは、発見者であるA自治体の担当者1名のみ。
- ・ 本町からA自治体への聞き取り及び委託事業者の調査により、端末からのコピー操作や印刷が行われていないこと、外部への流出がないことを確認済み。

※データ格納専用領域は、委託事業者が運用するデータセンター内に自治体ごとに作成されており、他の自治体からは参照できない仕組み。

4. 原因及び再発防止策

(1) 原因

- ・ 委託事業者によるファイルの誤認（取り違い）、及び、ファイル名が長く自治体名が後半に付与されており判別し難かったこと。
- ・ データ格納時の承認プロセスにおいてファイル内容の目視確認が行われていなかったこと。

(2) 再発防止策

事委託事業者に対し、以下の再発防止策を指示したところであり、これを徹底させてまいります。

① ファイル名付与のルール変更

ファイル名の先頭に「作成日・自治体名」を必ず付与し、視覚的に確実に識別できるように改善する。（例：20260924_琴浦町_〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇.xlsx）

② ファイル格納時の確認体制強化

- 承認プロセスにおける申請時に「個人情報あり」の明記を義務化。
- 圧縮ファイルの添付を禁止し、内容確認を容易にする。
- 承認プロセスにおけるファイル内容の目視確認の実施。
- 承認者をこれまでの1名から2名へ変更し、複数人によるダブルチェックを徹底する。

③ 委託事業者における個人情報の取り扱いおよびセキュリティ意識に関する教育の再徹底。

5. 今後の対応

- ・ 対象となる方への通知を行うとともに、本件について個人情報保護委員会、総務省、鳥取県への報告を行う。
- ・ 今回の事態を厳粛に受け止め、委託事業者に対する処分の検討を含め、再発防止と信頼回復に向けた取り組みを徹底する。